

# 平成27年度分の固定資産課税台帳の閲覧と 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

## ◎固定資産課税台帳の閲覧

閲覧制度は、固定資産税の納税義務者の方が固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分をご確認いただけるようにするとともに、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方に、権利の目的である固定資産の課税内容をご確認いただくための制度です。

**閲覧期間** 平成28年3月31日まで（土曜・日曜日、祝日、年末年始期間を除く）

午前8時30分～午後5時15分（日曜開庁日は午後5時まで）

※毎月最終日曜日は市役所の日曜開庁日です。固定資産課税台帳を閲覧することができます。

**閲覧場所** 課税課

	閲覧できる方	閲覧対象	手数料	お持ちいただくもの
名寄帳	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者の代理人	納税義務に係る固定資産	1所有者 300円	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります
課税台帳記載事項明証	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者の代理人	納税義務に係る固定資産	1所有者 300円	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります
	借地人・借家人 ※対価が支払われるものに限り	借地・借家の対象である土地・家屋		賃貸借契約書の写しなど、使用や収益の権利を証する書類および運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの
	固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める方	権利の目的である固定資産		総務省令で定められている方であることを証する書類および運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの

※固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料は、4月30日(木)まで無料となります。

## ◎土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者の方が自己の所有する土地や家屋の評価額と市内の他の土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さについてご確認いただくための制度です。このため、縦覧できるのは納税している内容のみが対象となります。（土地のみを納税している場合は土地のみの縦覧、家屋のみを納税している場合は家屋のみの縦覧となります。）

なお、土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さを確認するという縦覧制度の趣旨を逸脱するような縦覧申請については、応じることができません。

**縦覧期間** 4月30日(木)まで（土曜・日曜日、祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分（日曜開庁日は午後5時まで）

※4月26日(日)は市役所の日曜開庁日です。土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

**縦覧場所** 課税課

	縦覧できる方	手数料	お持ちいただくもの
土地・家屋価格等縦覧帳簿	固定資産税の納税者、納税管理人、納税者の代理人	無料	納税通知書または運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの ※代理人の方は委任状が必要となります

課税課 ☎ 443-1116

**国民年金保険料が引き上げられます**

国民年金保険料は、平成27年度より、平成28年3月まで引き上げられます。

国民年金保険料は、平成27年度より、平成28年3月まで引き上げられます。

国民年金保険料は、平成27年度より、平成28年3月まで引き上げられます。

**国民年金保険料の納付が猶予される制度です。**

国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

**国民年金保険料の納付が猶予される制度です。**

国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

**国民年金保険料の納付が猶予される制度です。**

国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

記号の見方 時日時 会場 内容 対象 定員 費参加費 用申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ